

医政第1229号
平成31年（2019年）3月22日

部内各課長
各保健所長
精神保健福祉センター長 } 様

医療政策課長

熊本県災害時医療救護マニュアルの改定について（通知）

標記マニュアルについては、平成28年熊本地震の経験を踏まえ、医療従事者及び行政職員が共有する標準的な活動マニュアルとして、平成30年（2018年）3月に策定しました。

この度、内容の見直しを行った上で、改定後のマニュアルを「熊本県災害時医療救護マニュアル（第二版）」として県ホームページに掲載しましたので、職員に周知いただき、御活用いただきますようお願いいたします。

なお、関係団体に対しては別添のとおり通知しておりますが、各保健所におかれましては、貴所管内の関係団体未加入の医療機関について、貴所から周知していただきますようお願いいたします。

記

1 主な改正内容

（1）保健医療調整本部及び保健医療調整現地本部の設置に伴う文言及び災害医療提供体制図の修正

（修正前）

（修正後）

「医療救護対策室」

→ 「保健医療調整本部」

「医療救護現地対策室」

→ 「保健医療調整現地本部」

（2）以下の項目を新たに追加

①行政機関における初動対応

②人工透析患者への対応（参考資料「県内透析実施医療機関一覧」を含む。）

③多数傷病者が短時間で発生した場合の基本的な対応

2 掲載場所

熊本県ホームページ

→ 「分類からさがす」

→ 「健康・福祉」 → 「医療・くすり・薬物」 → 「救急・災害医療」 → 「災害医療」

【問合せ先】

担当

医療政策課医療連携班

中嶋（内線 7237）